



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

児童虐待に関する現状と課題

2007年10月19日

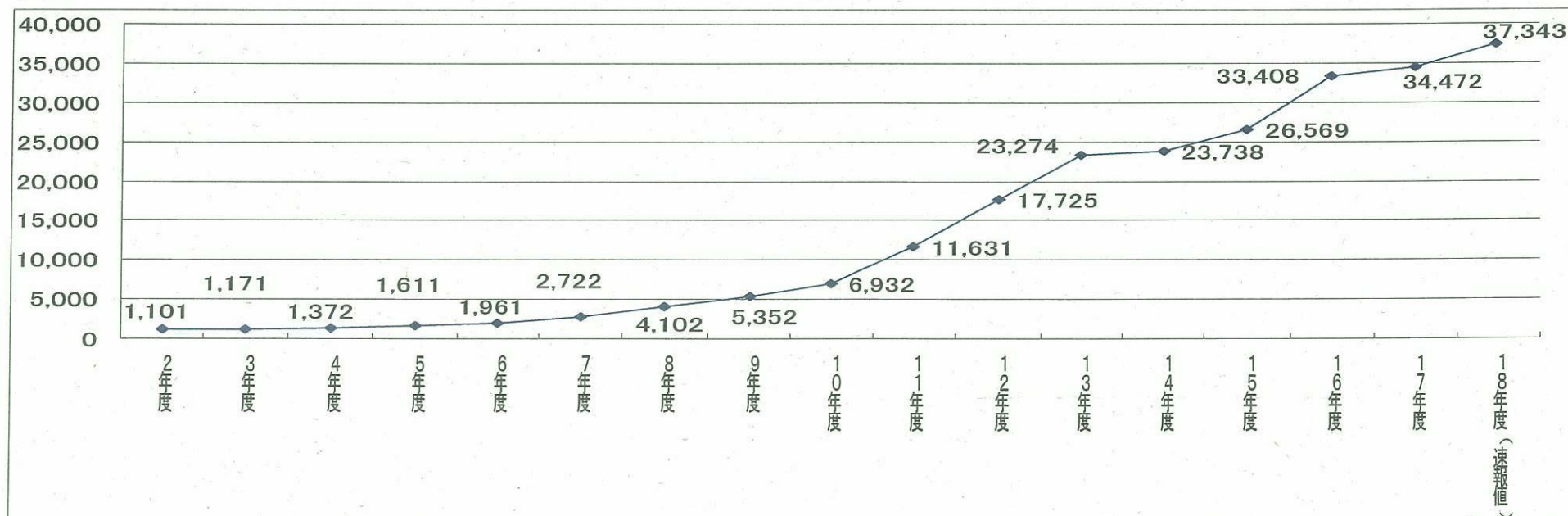
厚生労働省雇用・均等児童家庭局

児童虐待相談対応件数の推移

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、直近の平成18年度(速報値)においては3.2倍に増加。

平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
(1.00)	(1.06)	(1.25)	(1.46)	(1.78)	(2.47)	(3.73)	(4.86)	(6.30)
1,101	1,171	1,372	1,611	1,961	2,722	4,102	5,352	6,932
平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
(10.56)	(16.10)	(21.13)	(21.56)	(24.13)	(30.34)	(31.31)	(33.92)	
11,631	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,343	

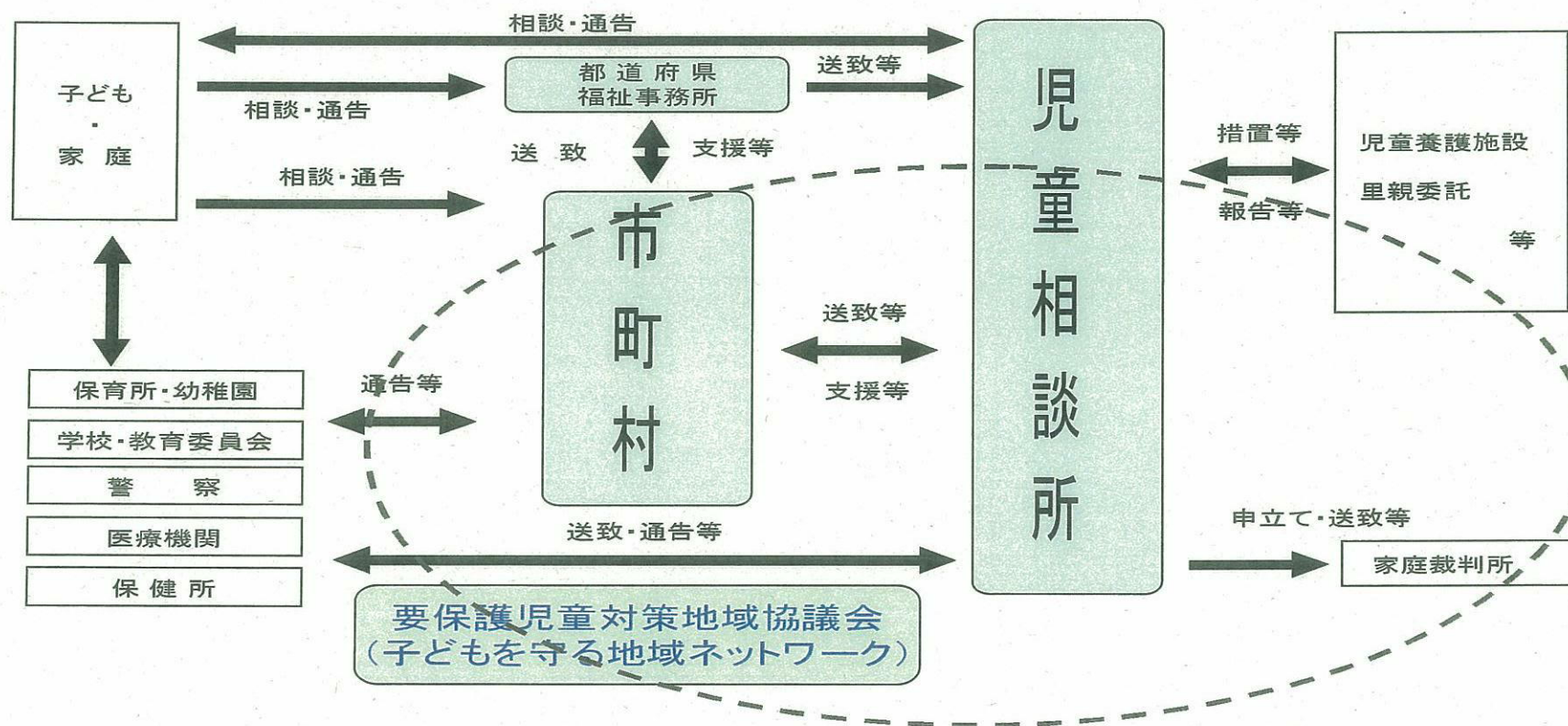
(注) 1. 平成18年度の件数は速報値であり、今後変動することもあり得る。 2. 表中、上段()内は、平成2年度を1とした指数(伸び率)である。



地域における児童虐待防止のシステム

○従来の児童虐待防止対策は、「児童相談所」のみで対応する仕組みであったが、前回（平成16年）の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待通告の通告先となり、「市町村」「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている。

○現在、各市町村単位で、要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置が進められているところ。（平成19年3月末日現在、約85%が設置見込み）



要保護児童対策地域協議会について(子どもを守る地域ネットワーク)

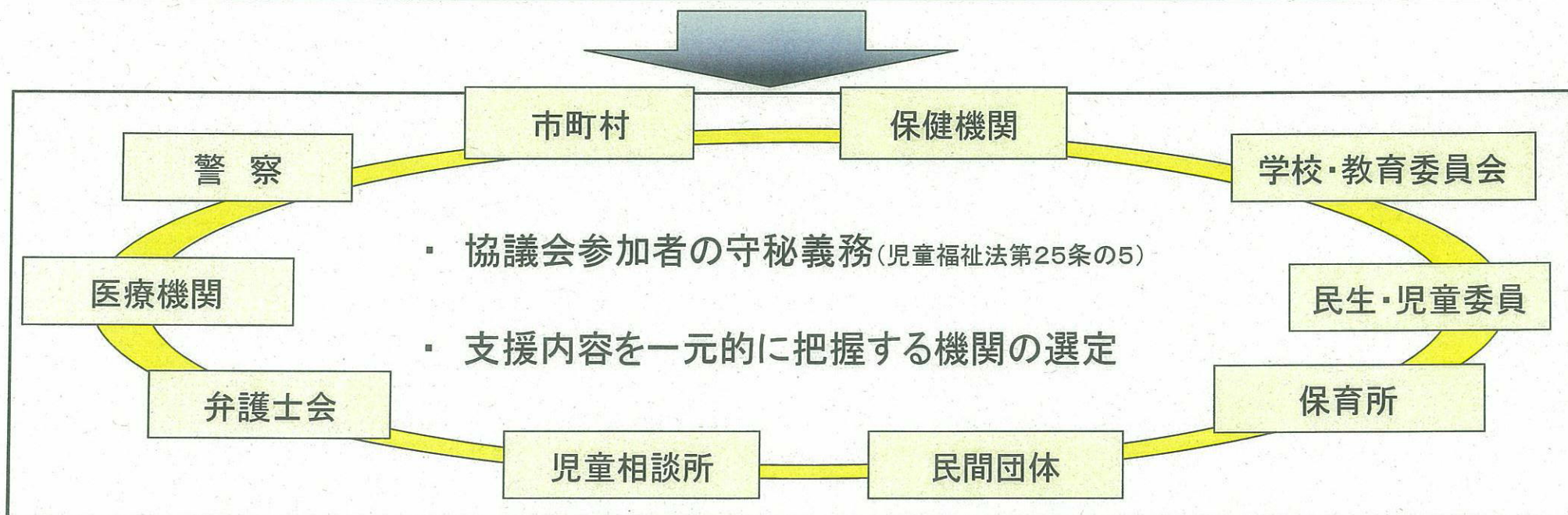
果たすべき機能

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村(場合によっては都道府県)が、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



市町村における児童家庭相談体制の状況(都道府県別)

○要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの都道府県別設置状況

設置済み 市町村の割合	都道府県数(構成比)		平成19年3月31日 現在(見込み)	平成18年4月1日 現在		平成19年3月31日 現在(見込み)	平成18年4月1日 現在
100%	16 (34.1%)	北海道	86.1%	83.9%	滋賀県	100.0%	100.0%
80%~99%	15 (31.9%)	青森県	69.8%	37.5%	京都府	76.9%	57.1%
60%~79%	15 (31.9%)	岩手県	100.0%	60.0%	大阪府	100.0%	100.0%
40%~59%	1 (2.1%)	宮城県	97.2%	86.1%	兵庫県	100.0%	85.4%
20%~39%	0 (0.0%)	秋田県	64.0%	32.0%	奈良県	64.1%	59.0%
0%~19%	0 (0.0%)	山形県	100.0%	100.0%	和歌山県	73.3%	60.0%
		福島県	75.0%	26.2%	鳥取県	94.7%	84.2%
		茨城県	90.9%	56.8%	島根県	100.0%	81.0%
		栃木県	96.8%	54.5%	岡山県	92.0%	65.5%
		群馬県	68.4%	56.4%	広島県	100.0%	65.2%
		埼玉県	100.0%	95.8%	山口県	81.8%	77.3%
		千葉県	100.0%	73.2%	徳島県	95.8%	91.7%
		東京都	77.4%	69.4%	香川県	88.2%	76.5%
		神奈川県	100.0%	100.0%	愛媛県	90.0%	40.0%
		新潟県	68.6%	60.0%	高知県	65.7%	54.3%
		富山県	86.7%	86.7%	福岡県	58.5%	39.1%
		石川県	100.0%	84.2%	佐賀県	65.2%	52.2%
		福井県	100.0%	100.0%	長崎県	91.3%	60.9%
		山梨県	96.4%	75.9%	熊本県	95.8%	77.1%
		長野県	64.2%	40.7%	大分県	100.0%	72.2%
		岐阜県	100.0%	100.0%	宮崎県	67.7%	45.2%
		静岡県	95.2%	92.9%	鹿児島県	63.3%	49.0%
		愛知県	100.0%	87.3%	沖縄県	65.9%	43.9%
		三重県	100.0%	62.1%	全国	85.1%	69.0%

生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)【実施主体:市区町村】

生後4か月までの全戸訪問

訪問内容

- ・ 子育て支援の情報提供
- ・ 母親の不安や悩みに耳を傾ける
- ・ 養育環境の把握

家庭訪問者

保健師・助産師・看護師、保育士、
愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子
育て経験者等について、人材発掘・研修を
行い、幅広く登用



育児支援家庭訪問
事業
ケース対応会議

全戸訪問の結果に基づき、必要に応じケース対応会議を行うとともに、要支援家庭に対する訪問指導を行う。

要保護児童対策地域協議会
(虐待防止ネットワーク)

ポピュレーションアプローチ

ハイリスクアプローチ

平成19年度「生後4ヶ月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」都道府県別実施状況

	生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業			生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業	
	実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	118	65.6%	83	46.1%	滋賀県	18	69.2%	14	53.8%
青森県	19	46.3%	12	29.3%	京都府	19	73.1%	16	61.5%
岩手県	32	91.4%	22	62.9%	大阪府	19	44.2%	31	72.1%
宮城県	35	97.2%	30	83.3%	兵庫県	27	65.9%	23	56.1%
秋田県	15	60.0%	4	16.0%	奈良県	21	53.8%	16	41.0%
山形県	30	85.7%	22	62.9%	和歌山県	17	56.7%	13	43.3%
福島県	33	56.7%	21	35.0%	鳥取県	15	78.9%	6	31.6%
茨城県	31	70.5%	21	47.7%	島根県	18	85.7%	14	66.7%
栃木県	20	64.5%	18	58.1%	岡山県	18	66.7%	19	70.4%
群馬県	27	71.1%	15	39.5%	広島県	20	87.0%	12	52.2%
埼玉県	28	40.0%	26	37.1%	山口県	16	72.7%	10	45.5%
千葉県	35	62.5%	17	30.4%	徳島県	12	50.0%	8	33.3%
東京都	31	50.0%	45	72.6%	香川県	12	70.6%	9	52.9%
神奈川県	15	45.5%	17	51.5%	愛媛県	8	40.0%	5	25.0%
新潟県	32	91.4%	25	71.4%	高知県	19	54.3%	11	31.4%
富山県	11	73.3%	5	33.3%	福岡県	32	47.0%	33	50.0%
石川県	19	100.0%	19	100.0%	佐賀県	19	82.6%	9	39.1%
福井県	15	88.2%	8	47.0%	長崎県	22	95.7%	16	69.6%
山梨県	26	92.9%	21	75.0%	熊本県	32	66.7%	13	27.1%
長野県	71	87.7%	45	55.6%	大分県	11	61.1%	9	50.0%
岐阜県	28	66.7%	16	38.1%	宮崎県	11	36.7%	7	23.3%
静岡県	35	83.3%	26	61.9%	鹿児島県	28	57.1%	12	24.5%
愛知県	36	57.1%	38	60.3%	沖縄県	29	70.7%	20	48.7%
三重県	25	86.2%	15	51.7%	全国計/平均	1210	68.5%	897	49.7%
					平成18年度	-	-	451	24.6%

※ 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

※ 平成19年6月1日現在(予定も含む。)

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（概要抜粋）

社会保障審議会児童部会
児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会
第3次報告（平成19年6月22日）

検 証 方 法

- 平成17年中に子ども虐待による死亡事例として把握された70例（86人）について、心中以外の事例51例（56人）、心中事例19例（30人）それぞれについて分析

結 果

1 年 齢 — 0歳児の死亡割合は約4割の水準 —

- 心中以外の事例では、0歳が最も多く、約4割となっている。
（0歳児の死亡数に占める割合：H16年46.0%（23人）、H17年38.5%（20人））

2 動 機 — 望まない妊娠は低年齢児の死亡リスクの大きな要因 —

- 心中以外の事例の3歳未満では、望まない妊娠が25.0%、子どもがなつかないなどや保護を怠ったことがともに20.0%。

3 妊 娠 期 の 問 題 — 母親自身が何らかの葛藤を有している可能性があるケースが約2割 —

- 心中以外の事例の妊娠期の問題について、母子健康手帳未発行、望まない妊娠/計画していない妊娠、妊婦健診未受診の3つのいずれかがあった子どもは17.9%（10人）。

4 地域社会との接触 —地域社会との接触が乏しい事例が約7割—

- 心中以外的事例では、平成16年の検証結果と同様に、地域社会との接触がほとんどないもしくは乏しいと考えられる家庭の割合が高く、69.5%(16例)となっていた(心中事例では15.8%:3例)。

5 関係機関の関与

① 児童相談所の関与 —関与事例の割合が減少

- 心中以外的事例に関し、児童相談所の関与している割合は、H15年50.0%、H16年31.3%、H17年19.6%と減少。しかし、児童相談所の関与事例(10例)のうち、4例は児童相談所として虐待とは判断せず、2例も一部の者のみが虐待と認識し、組織全体として認識を持っていなかった。

② 児童相談所以外の関係機関の関与 —適切なリスク判断と児童相談所との連携が課題—

- 関係機関との接点はあったが家庭への支援の必要性はないと判断していた事例は、H15年25.0%、H16年27.1%、H17年45.1%と増加傾向。

6 児童相談所による安全確認 —アセスメントの強化と適切な措置の実施が必要—

- 児童相談所が関与した10例のうち、最終安全確認の時期が死亡前1か月以内の事例が70%。

7 心中事例 —事例収集や分析が必要—

- こども虐待の観点からの心中事例の検討はほとんどなされていないのが現状であり、心中事例の収集や分析を行い、対策の検討を進めることが必要。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業のイメージ(平成20年度予算概算要求)

【現 状】

- 子ども・子育て応援プランに基づき、平成21年度までに「子どもを守る地域ネットワーク」の全市町村への設置を推進中
⇒ 85.1%の市町村で設置(平成19年3月末見込み。虐待防止ネットワークを含む。)
- 調整機関への専門職員(コーディネーター)の配置促進が課題
⇒ 児童福祉司と同様の資格を有する者の配置は、11.4%(平成18年4月・市町村の相談支援担当職員の状況)



市町村が実施する地域ネットワークの機能強化のための取組を支援するため、下記の条件を満たす市町村に交付金を交付。

1. 調整機関に児童福祉司と同様の資格を有する者を配置すること。
2. 児童虐待の事例について、適時、個別ケース検討会議を開催するとともに、定期的に、実務者会議を開催し、個別ケースの進行管理等を行うこと。
3. 地域ネットワーク構成員を対象とした研修(講習)を実施すること。



コーディネーター(調整機関職員)の専門性強化

- 児童福祉司の資格取得や事例研修等の継続研修など



ネットワーク構成機関の機能強化

- ネットワーク構成員を対象とした研修・指導等の機会の提供など



* 調整機関職員の資格取得の促進を図るため、都道府県等が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」「(児童虐待・DV対策等総合支援事業)」について、市町村職員も対象とする。